

## 積立定期預金規定

### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定の積立定期預金申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. (預金の預入れ等)

- (1) 積立定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは、1回あたり1千円以上で300万円未満とします。ただし、自動継続後は元利金合計が300万円を越えても取扱います。
- (2) この預金は、自動振替のほか、現金により当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れできます。この場合必ずこの通帳を持参してください。
- (3) 自動機（以下「ATM」といいます。）による預入れについては、1回あたりの預入れ金額は、そのATMに表示された範囲内とし、ATMが現金を確認したうえで受入れの手続をします。
- (4) 預入は1口座200明細までとし、超える場合は、別口座を開設するものとします。

### 3. (自動振替による預入れ)

- (1) 自動振替による預入れの場合は、あらかじめ当金庫所定の自動振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引落とし方法等は、自動振替依頼書に記載のとおりとします。
- (2) 事前に窓口またはATMで通帳に入金された口座でも振替日には毎月分またはボーナス分の振替を行います。
- (3) 振替日、振替金額を変更する場合ならびにこの自動振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届けてください。
- (4) 預入明細数が200に達した場合は、お客さまからの書面による届出にかかわらず自動振替を取り止め、店頭扱いとなります。

### 4. (預金の満期日、継続の方法等)

満期日は定めず、個々の積立明細は、全て期日指定定期預金で自動継続されます。

### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）現在における店頭表示の預金利率表（以下「預金利率表」といいます。）記載の定期預金利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。期日指定定期預金の場合、預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間について、次の利率を用いて1年複利の方法で計算します。
  - ① 預入日（または継続日）から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合  
預金利率表記載の1年定期預金利率
  - ② 預入日（または継続日）から満期日までの期間が2年以上の場合  
預金利率表記載の2年定期預金利率
- (2) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 2年以上利率× 40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率× 50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率× 60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率× 70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率× 90%

(4) 利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れ（または継続）される預金から適用します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 6. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、別紙定期預金等共通規定により取扱います。

#### 7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行なう旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

(2020年10月1日)